

(別表) ※一部抜粋

## 上伊那の地域区分と材の移動

新:令和8年3月改正

○対象地は標高900m未満の地域

地域区分		適用条件	各地域からの材の移動や通過	残材枝条の処理
<b>被害地域</b> 被害の発生が確認されている地域及び、発生している恐れのある地域	特定先端被害地域 (辰野町 他)	被害地域のうち、未被害地域に接し、被害が拡大しつつあるか、又は拡大の恐れのある地域。	(厚さ15mm以下に破砕したものは全域通年通過可。)  未被害地域の通過 通過時期は10月から5月までの8か月間。通過時は駐停車せず、すみやかに通過すること。 通過する材は、樹液の漏出が確認できる未被害木のみ。 未被害木であることが確認出来なかったものについては、翌年の脱出時期までに破砕等の処理が確実に行われる場合に限り、原木の通過を可能とする。 未被害地域へアカマツ材の持込みは通年制限。  被害地域への移動 10月から5月…未被害木の移動可能。未被害木以外は、翌年のカミキリ脱出時期までに破砕等の処理が確実に行われれば可能。 8月から9月…翌年のカミキリ脱出時期までに破砕等の処理が確実に行われれば可能。	10月から2月の施業で、直径3cm以上10cm以下でやむを得ず林内に残置するものは、長さ50cm程度に短く玉切り、材の乾燥を促進。 直径10cm以上のもの及び、3月から9月の直径3cm以上のものは、県施業指針3(1)イの処理(※)を行うこと。  (※)はく皮、破砕、シート被覆、焼却、覆土(15cm以上)

※ この(別表)は、上伊那地域松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針における別表の内、辰野町に係る内容のみを抜粋しています。

※ 辰野町は被害地域の中の“特定先端被害地域”(未被害地域に接し、被害が拡大しつつあるか、又は拡大の恐れのある地域。)に分類されます。

※ また、上伊那管内の未被害地域は、伊那市高遠町の一部と長谷地区です。アカマツ材の持ち込みが制限されています。